

第2章

商標法制の課題

1

ドメイン・ネームと商標—不正競争防止法の改正による対応

インターネット上の「住所」であるドメイン名は、特定のウェブサイトの信頼性を高めたり、消費者を特定のウェブサイトに引き寄せる上で重要な機能を果たすようになった。一方で、ドメイン名は、原則として先着順に取得できることから、他人の商標等と同一又は類似のドメイン名を取得し、商標権者等に不当に高い額で転売を図ったり、商標権者等の信用を傷つけるウェブサイトのドメイン名として使用する等の不正な行為が国際的に問題となってきた。

このような状況に対し、WIPOにおける周知商標の保護規則に関する共同勧告^{*1}や、ICANNにおける統一ドメイン名紛争処理方針^{*2}の策定に見られるように、国際的なルール整備の努力がなされてきた。

我が国においても、JPNICがJPドメイン名紛争処理方針^{*3}を策定し、この方針に基づいて、日本知的財産仲裁センター^{*4}において裁判外紛争処理手続が行われている。

しかしながら、裁判外紛争処理手続があっても、当事者は裁判に訴えることが可能である等の理由から、ドメイン名紛争に的確に対応できる実体法の整備が必要となり、不正競争防止法の改正が行われた。

改正法は、「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為」を不正競争として新たに規定した。この結果、ドメイン名の不正取得等の行為が行われた場合、被害者は、差止請求や損害賠償請求等をなし得ることとなった。

※1：WIPO周知商標の保護規則に関する勧告（1999年9月）

第6条（抵触するドメインネーム）において、ドメイン名が、周知商標の複製等であって、悪意（bad faith）で登録または使用された場合、ドメイン名の登録取消又は移転を要求することができることを規定している。

※2：ICANNにおける統一ドメイン名紛争処理方針（1999年12月実施）

一般トップレベルドメイン名（「.com」等）を管理する国際的な組織であるICANN（the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が策定した裁判外紛争処理のための方針のこと。仲裁機関としてWIPO等の4機関を認定している。本年7月末までに約4,100件の申立がなされた。

※3：JPドメイン名紛争処理方針（2000年10月実施）

「.jp」ドメイン名を管理する（社）日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）により、ICANN統一ドメイン名紛争処理方針を日本にローカライズしたJPドメイン名の紛争処理方針のこと。

※4：日本知的財産仲裁センター

1998年3月に日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した紛争処理機関である旧工業所有権仲裁センターが本年4月に名称変更した。JPNICの認定を受けてJPドメイン名の裁判外紛争処理を実施している。JPドメイン名紛争につき、本年7月末までに12件の申立がなされた。